

## 38—05 P

## 訂正明細書、特許請求の範囲又は図面

## 1. 訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の記載方法について

訂正審判又は訂正を請求するときは、請求書に訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面（訂正明細書等）を添付しなければならない（特 § 131④（特 § 120の5⑨又は特 § 134の2⑨で準用する場合を含む））。ただし、訂正が上記いずれかの書類のみ、例えば特許請求の範囲のみを訂正するものであるときは、訂正した特許請求の範囲を添付すれば足りる。このときは、請求書の「請求の趣旨」における「添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）」の記載は、「添付した訂正特許請求の範囲」のように、添付した書類に合わせて記載する。

この訂正明細書等を記載するときには、明細書、特許請求の範囲又は図面における「一覧性の欠如」の発生（図1を参照）を防ぐために、訂正の前後で、請求項番号や段落番号、図面番号等にズレが生じないように方法で記載する（図2を参照）（特施規様式29備考19、様式29の2備考15）。

図1 「一覧性の欠如」の発生例（「請求項2」が二つ発生）

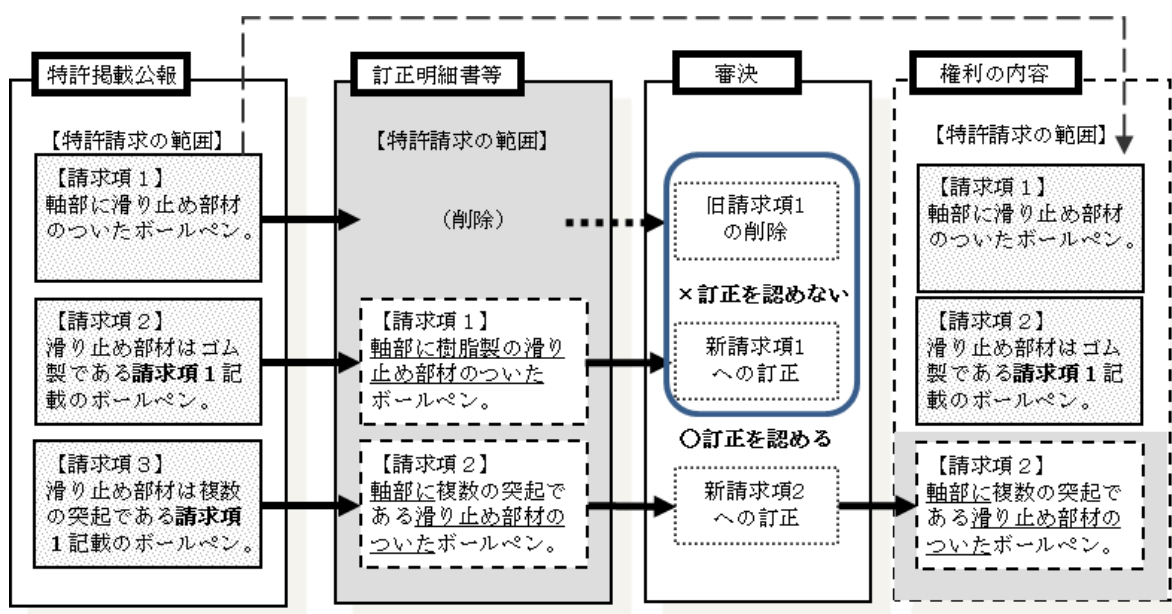
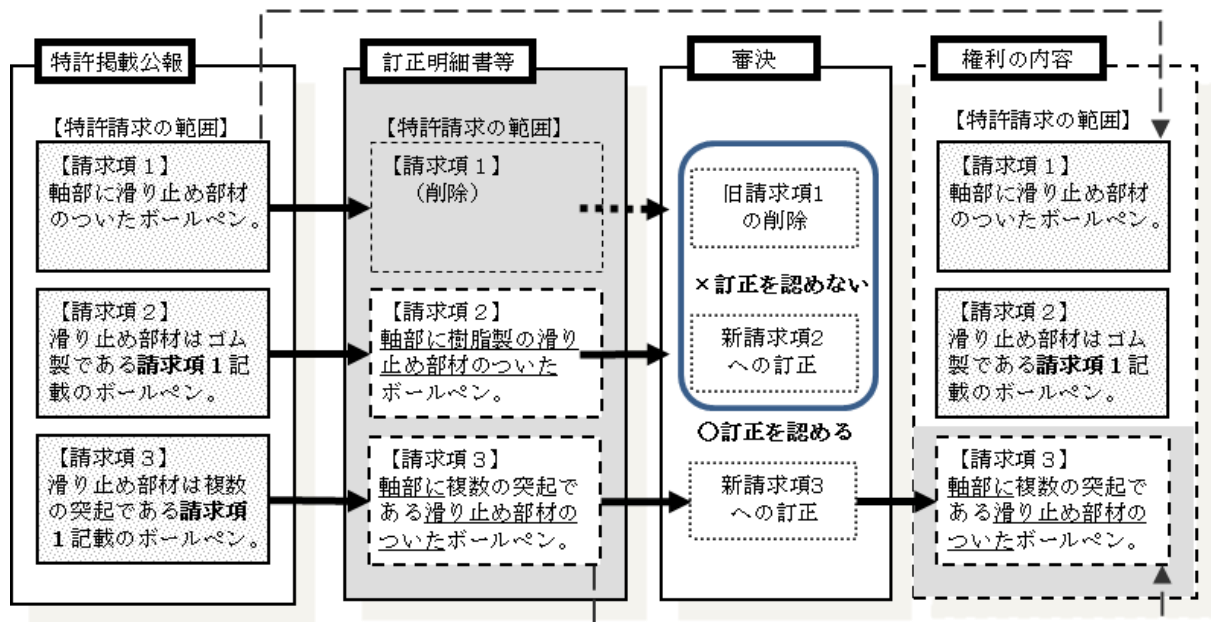


図2 「一覽性の欠如」の発生を防ぐための記載例



## 2. 削除の訂正をする場合の記載方法について

- (1) 特許請求の範囲に記載された請求項を削除するときは、項番号の繰り上げを行わずに、「【請求項○】(削除)」のように記載し、削除された請求項番号を特許請求の範囲や明細書に残す(特施規様式29の2備考15イ)。
- (2) 明細書に記載された段落を削除するときは、「【○○○○】(削除)」のように記載する(特施規様式29備考19イ)。
- (3) 図面に記載された図を削除するときは、「【図○】(削除)」のように記載する(特施規様式30備考13イ)。
- (4) 特許請求の範囲や明細書等に記載された化学式・数式・表・文献・実施例等を削除するときは、既に付されている化学式番号・数式番号・表番号・文献番号・実施例番号等が不連続になっても、既に付された番号はそのままの記載とし、番号を繰り上げる訂正はしない(特施規様式29備考14ハホ、備考16、様式29の2備考16)。

## 3. 追加の訂正をする場合の記載方法について

- (1) 新たな請求項を追加するときは、末尾の請求項に続けて新たに記載するよ

うにし、請求項間に番号を割り込ませる訂正にはしない（特施規様式 29 の 2 備考 15 ロ）。

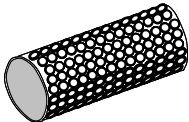
(2) 新たな図を追加するときは、末尾の図に続けて新たに記載するようにし、図の間に新たな図を割り込ませる訂正にはしない（特施規様式 30 備考 13 ロ）。

(3) 新たな段落・化学式・数式・表・文献・実施例等を追加するときは、既に付された段落番号・化学式番号・数式番号・表番号・文献番号・実施例番号等にズレや変更が生じないように訂正する。なお、訂正の結果によって、これらの番号が不連続になっても差し支えない（特施規様式 29 備考 14 ハホ、16、19 ロ、様式 29 の 2 備考 16）。

## 4. 訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の記載例

## 削除の訂正をする場合の訂正明細書等の記載例

訂正前の明細書等	訂正明細書等（訂正後）
<p><b>特許請求の範囲</b></p> <p>【請求項 1】 軸筒の先端側の把持部分に、軸筒部とは異なる材質であって、多孔性チューブからなる滑り止め部材を嵌設したボールペン。</p> <p>【請求項 2】 チューブは、外表面に多数の小突起を有する請求項 1 記載のボールペン。</p> <p>【請求項 3】 チューブは、外表面に、軸方向に対して同一間隔で複数の通気溝を有する請求項 1 記載のボールペン。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b></p> <p>【請求項 1】 軸筒の先端側の把持部分に、軸筒部とは異なる材質であって、<u>ゴム製の多孔性チューブ</u>からなる滑り止め部材を嵌設したボールペン。</p> <p>【請求項 2】 <u>（削除）</u></p> <p>【請求項 3】 チューブは、外表面に、軸方向に対して同一間隔で複数の通気溝を有する請求項 1 記載のボールペン。</p>

<p>明細書（発明の詳細な説明）</p> <p>・・・</p> <p>【実施例 1】</p> <p>【0012】・・・多孔性チューブからなる滑り止め部材が、ボールペンの軸筒の先端側の把持部分に嵌設されており、把持部分に汗の吸収作用を持たせることができる。</p> <p>【実施例 2】</p> <p>【0013】・・・図 2 のように、多孔性チューブの外表面に、多数の小突起を設けることで、滑り止めの機能を高めるとともに、良好な把持感覚を得ることができる。・・・</p> <p>【実施例 3】</p> <p>【0014】・・・多孔性チューブの外表面に、軸方向に対して同一間隔で複数の通気溝を設けることで、表面のベタつきを抑え、快適な把持感覚を継続させることができる。・・・</p> <p>図面</p> <p>・・・</p> <p>【図 2】 </p>	<p>明細書（発明の詳細な説明）</p> <p>・・・</p> <p>【実施例 1】</p> <p>【0012】・・・<u>ゴム製の</u>多孔性チューブからなる滑り止め部材が、ボールペンの軸筒の先端側の把持部分に嵌設されており、把持部分に汗の吸収作用を持たせることができる。</p> <p>【実施例 2】</p> <p>【0013】 <u>(削除)</u></p> <p>【実施例 3】</p> <p>【0014】・・・多孔性チューブの外表面に、軸方向に対して同一間隔で複数の通気溝を設けることで、表面のベタつきを抑え、快適な把持感覚を継続させることができる。・・・</p> <p>図面</p> <p>・・・</p> <p>【図 2】 <u>(削除)</u></p>
--	--

上記の例では、請求項 2 の記載を削除するとともに、請求項 2 に係る発明に対応して、発明の詳細な説明中の実施例 2 が記載された段落【0013】を削除し、さらに、その実施例 2 を説明している【図 2】を削除する訂正をしている。

#### ① 請求項の削除

【請求項 2】の削除に伴って、請求項 3 を請求項 2 に繰り上げる訂正をせずに、削除された請求項 2 を、「【請求項 2】（削除）」と記載し、削除された請求項番号を特許請求の範囲に残す。

#### ② 段落の削除

段落【0013】の削除に伴って、段落【0014】以降を一つずつ繰り上げる訂正はせずに、削除された段落【0013】を、「【0013】（削除）」と記載し、削除された段落番号を明細書に残す。

なお、この段落の削除に伴い、実施例番号等が不連続となる（実施例 2 が削除される）が、そのままで差し支えないこととする。

#### ③ 図の削除

図 2 の削除に伴って、図 3 以降を一つずつ繰り上げる訂正はせずに、削除された【図 2】を、「【図 2】（削除）」と記載し、削除された図の番号を図面に残す。

このような訂正とすることにより、訂正の前後で、請求項番号や段落番号、図面番号等にズレが発生することを防止し、「一覧性の欠如」の発生を防ぐことができる。

(追加 H27. 10)